

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表			
金融事業者の名称	スルガ銀行		
■取組方針掲載ページのURL	<a href="https://www.surugabank.co.jp/surugabank/corporate/fiduciary/">https://www.surugabank.co.jp/surugabank/corporate/fiduciary/</a>		
■取組状況掲載ページのURL	<a href="https://www.surugabank.co.jp/surugabank/corporate/fiduciary/">https://www.surugabank.co.jp/surugabank/corporate/fiduciary/</a>		
原則2 注	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を追求すべきである。 金融事業者は、こうした業務運営が企业文化として定着するよう努めるべきである。	実施	取組方針の該当箇所 お客さまの最善の利益の追求
	金融事業者は、顧客との取り引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	取組状況の該当箇所 お客さまの最善の利益の追求
原則3 注	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、顧客との利害相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針を明らかに策定すべきである。	実施	取組方針の該当箇所 利益相反の適切な管理
	金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 ・金融商品の販売・推奨等を行う金融事業者が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、金融商品の提供元から手数料等の支払を受けた場合 ・金融商品の販売・推奨等を行う金融事業者が、同一グループに属する他の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・同一主体又はグループ内の法人・営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の選用先や法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	取組状況の該当箇所 「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況④ 2. 利益相反の適切な管理(1) [6ページ]
原則4 注	【手数料等の明確化】 金融事業者は、各自の間で手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	実施	取組方針の該当箇所 手数料等の明確化
原則5 注1	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非對称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を持続して顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	取組方針の該当箇所 重要な情報の分かりやすいご提供
	重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売者としての属性を示す ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものである判断される理由を含む) ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利害相反の可能性のある場合における具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びそれが取引又は業務に及ぼす影響	実施	取組状況の該当箇所 「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況⑥、⑦、⑧ 4. 重要な情報の分かりやすいご提供(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6) [8、9、10ページ]
原則5 注2	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することを可能とするか顧客に示すとともに、パッケージする場合としない場合を顧客が比較することができるよう、それの必要な情報について提供すべきである(注2)～(注5)の手数料等の情報を提示する場合においても同じ)。	実施	取組方針の該当箇所 重要な情報の分かりやすいご提供
	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	取組状況の該当箇所 「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況⑥、⑦、⑧ 4. 重要な情報の分かりやすいご提供(1)、(2)、(3)、(4) [8、9、10ページ]
原則5 注4	金融事業者は、顧客に対する情報提供を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡単な説明を提供することができるよう、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、同種の商品との内容を比較することで容易になるように意図した資料を用い(リスクリリーフの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである)。	実施	取組方針の該当箇所 重要な情報の分かりやすいご提供
	金融事業者は、顧客に対して情報提供する際には、情報的重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	取組状況の該当箇所 重要な情報の分かりやすいご提供
原則6 注1	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行なうべきである。	実施	取組方針の該当箇所 お客さまにふさわしいサービスのご提供
	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に際し、以下の点に留意すべきである。 ・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、具体的な金融商品・サービスの提案を行なうこと ・顧客が何を購入するかの判断に、類似商品・サービス代替品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行なうこと ・金融商品・サービスの販売後ににおいて、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	実施	取組状況の該当箇所 「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況⑧、⑨、⑩ 5. お客さまにふさわしいサービスのご提供(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10) [10、11、12ページ]
原則6 注2	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	実施	取組方針の該当箇所 お客さまにふさわしいサービスのご提供
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を明示・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解して、自らの責任の下で、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行なうべきである。	実施	取組状況の該当箇所 「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況⑨、⑩ 5. お客さまにふさわしいサービスのご提供(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10) [10、11、12ページ]
原則6 注4	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当か慎重に審査すべきである。	実施	取組方針の該当箇所 お客さまにふさわしいサービスのご提供
	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行なうべきである。	実施	取組状況の該当箇所 「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況⑨、⑩ 5. お客さまにふさわしいサービスのご提供(3)、(4)、(7) [11、12ページ]
原則6 注6	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、販売全体として顧客の改善のためを実現するため、金融商品の組成に携わる金融事業者においては、金融商品を実際に購入した顧客属性に応じた情報や、金融商品に係る反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。	実施	取組方針の該当箇所 「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況⑩ 5. お客さまにふさわしいサービスのご提供(9) [12ページ]
	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガバナンスの効率性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者においては、金融取組みが行われているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。	実施	取組状況の該当箇所 「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況④ 2. 利益相反の適切な管理(2) [6ページ] 「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況⑩ 5. お客さまにふさわしいサービスのご提供(6) [12ページ] 「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況⑪ 6. 社員に対する適切な動機付けの枠組み等(1) [13ページ]
原則7 注	【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最高利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するうえに設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	取組方針の該当箇所 社員に対する適切な動機づけの枠組み等
	金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに採用する代替策の内容について、これに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	取組状況の該当箇所 「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況⑪ 6. 社員に対する適切な動機づけの枠組み等(3)、(4) [13ページ]

原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
補充原則 1	<b>【基本理念】</b> 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと同時に自身の経営を持続可能にするため、金融商品の組成に携わる金融事業者の実績とその理念を十分な資質とする観点から、顧客により良い金融商品を提供するために理念を明らかにして、その理念に沿ったガバナンスの構成と実践を行つかざるもの。	非該当	プロダクトガバナンスに関する対応	「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況① 7. プロダクトガバナンスに関する対応 [13ページ]
補充原則 2	<b>【体質管理】</b> 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライサイクル全般のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備するものである。 その上で、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおいて品質管理の各コセイゼンにおける品質管理を適切に行うこととし、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	非該当	プロダクトガバナンスに関する対応	「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況① 7. プロダクトガバナンスに関する対応 [13ページ]
注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から選定に至る金融商品のライサイクル全般を通じたプロダクトガバナンスの実効性を組成・提供・管理の各プロセスにおいて品質管理の各コセイゼンの体制を確立するため、各部門内横断的・統合的な組織の枠組みを整備すべきである。その事業規模に応じて、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおいて品質管理の各コセイゼンの体制を確立するための体制を整備すべきである。	非該当	プロダクトガバナンスに関する対応	「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況① 7. プロダクトガバナンスに関する対応 [13ページ]
注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、通常にプロダクトガバナンスの確実性に関する体制を見直すなどPDDA サイクルを確立すべきである。	非該当	プロダクトガバナンスに関する対応	「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況① 7. プロダクトガバナンスに関する対応 [13ページ]
補充原則 3	<b>【金融商品の組成時の対応】</b> 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するものであるかを勘査し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。 また、商品の複数さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切に想定範囲属性と金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な商品が選択されるよう情報等を提供すべきである。	非該当	プロダクトガバナンスに関する対応	「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況① 7. プロダクトガバナンスに関する対応 [13ページ]
注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するとともに、恣意性がない適切な検証期間の下でリスク・ターミン・コストの合理性を検証すべきである。	非該当	プロダクトガバナンスに関する対応	「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況① 7. プロダクトガバナンスに関する対応 [13ページ]
注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、定期的に金融商品の特徴等に応じて、商品の複数さやリスク等の金融商品の特性等を勘査する場合、取引経験、知識及び監督するべきである。その際、商品を購入すべきでない顧客(例えば、元本投資のおそれのある商品について、元本確保を目的としている顧客等)も含めて、複雑な金融商品の運用・分配・手数料等が特殊な金融商品については、どのような顧客ニーズに合致するよう検討すべきである。また、それが当該金融商品について反映されるか検証する。より詳細な顧客属性を慎重に設定すべきである。	非該当	プロダクトガバナンスに関する対応	「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況① 7. プロダクトガバナンスに関する対応 [13ページ]
注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、製造会社として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの把握や顧客属性の特徴に応じて、商品の複数さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者との連携強度や必要に応じて実態把握のための調査等に取り組むべきである。また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報を事前に検討すべきである。	非該当	プロダクトガバナンスに関する対応	「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況① 7. プロダクトガバナンスに関する対応 [13ページ]
補充原則 4	<b>【金融商品の組成後の対応】</b> 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた金融商品が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しにつけるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンスの体制全体の検証計画にも、必要に応じて活用すべきである。 また、製造会社として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の組成に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているか等を検証し、必要に応じて運用・商品提供の改訂や、その後の金融商品の組成の改善等に活かしていくべきである。	非該当	プロダクトガバナンスに関する対応	「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況① 7. プロダクトガバナンスに関する対応 [13ページ]
注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の終点に当たっては、恣意性がない適切な検証期間の下でリスク・ターミン・コストのバランスが切らかず継続的に検証すべきである。当該金融商品により提供しようとしている加価乗算の提供が成り立たない場合に、金融商品の改善、他の金融商品との組合、額面償還等の検討を行つとともに、その後の商品の運用・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しに活用すべきである。	非該当	プロダクトガバナンスに関する対応	「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況① 7. プロダクトガバナンスに関する対応 [13ページ]
注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複数さやリスク等の金融商品の特徴等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者から情報提供を受けられない場合に、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者から得られた情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に配信すべきである。	非該当	プロダクトガバナンスに関する対応	「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況① 7. プロダクトガバナンスに関する対応 [13ページ]
注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証すべきである。その結果を踏まえ、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行ふべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と運営の責任を実質的に負う者について、本人の同意の下、氏名、差別化・競争力、投資判断等を情報提供し、又は運用チーフの構成や委託等を情報提供するべきである。	非該当	プロダクトガバナンスに関する対応	「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況① 7. プロダクトガバナンスに関する対応 [13ページ]
補充原則 5	<b>【顧客に対する分かりやすい情報提供】</b> 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報を提供を行うべきである。	非該当	プロダクトガバナンスに関する対応	「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況① 7. プロダクトガバナンスに関する対応 [13ページ]
注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対する分かりやすい情報提供について、自ら又は必要な場合において金融商品の販売に携わる金融商品の販売者に情報提供を行うべきである。併せて、運用を行う方の判断が重要なことを実質的に負う者について、該該金融事業者のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運営の責任を実質的に負う者について、本人の同意の下、氏名、差別化・競争力、投資判断等を情報提供し、又は運用チーフの構成や委託等を情報提供するべきである。	非該当	プロダクトガバナンスに関する対応	「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況① 7. プロダクトガバナンスに関する対応 [13ページ]
注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行ふべきである。	非該当	プロダクトガバナンスに関する対応	「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況① 7. プロダクトガバナンスに関する対応 [13ページ]

【照会先】

部署	お客さま本位の業務運営専用お問い合わせ窓口
連絡先	fiduciary.duty@surugabank.co.jp